

第4章 計画の基本的な考え方

第1次計画では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「自殺者ゼロ」を目標に、自殺者が確実に減少するための対策を推進してきました。

第2次計画では、「自殺総合対策大綱」で国が示す6つの基本方針を念頭に置き、これまでの取組を継続、発展させながら、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない三条市」を目指します。

1 自殺総合対策の基本方針（「自殺総合対策大綱」より抜粋）

1 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺に対するリスク要因）」が上回ったときに自殺の危険性が高くなる。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、自殺の危険性を低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として推進する必要がある。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

今後、連携の効果を更に高めるため、各機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。（図21）

- (1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- (2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- (3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

4 実践と啓発を両輪として推進する。

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

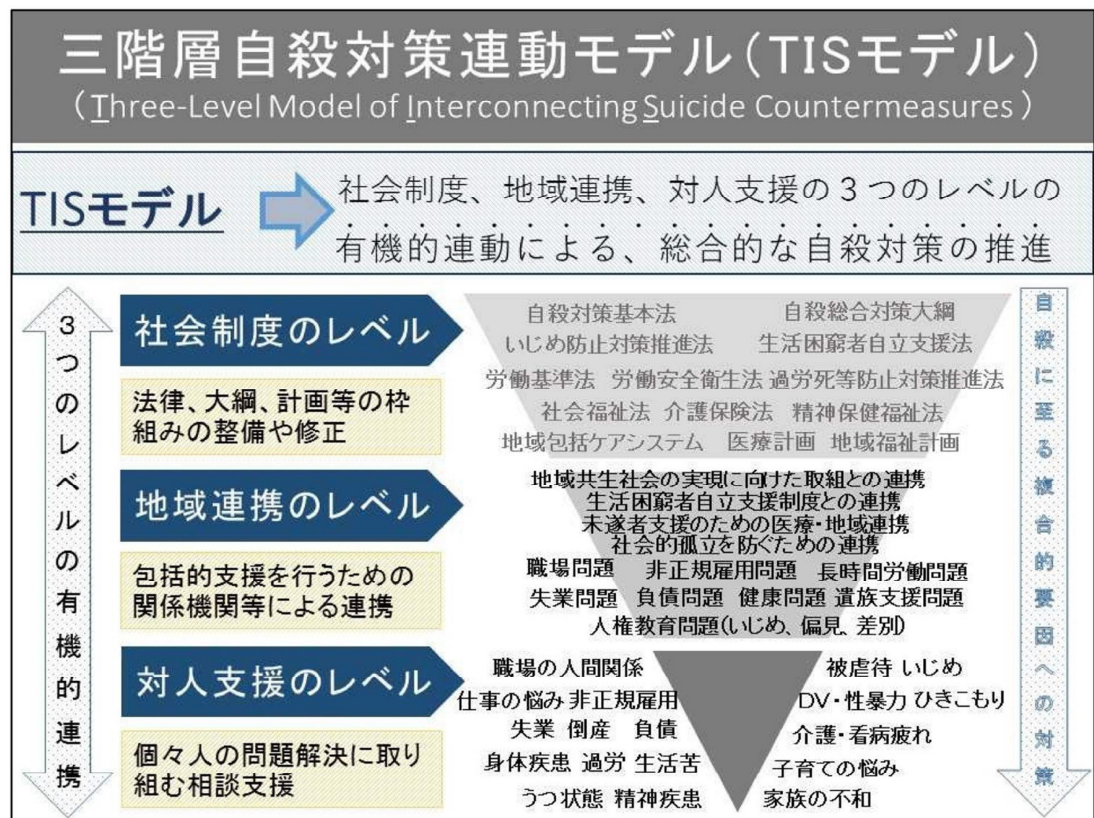
5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する。

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

図 21 三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



2 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策の目的は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」です。国は、自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%減少させることを目標としています。

市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない三条市」の実現に向けて、「自殺者ゼロ」を目標にすることとし、自殺者数が確実に減少するための対策を推進していきます。

市の自殺死亡率及び自殺者数は年によって変動があることから、評価年から過去複数年間の平均値を用いて評価することとします。

《達成状況の評価》

		【現状値】 平成30年～令和4年の 平均値	【目標値】 令和5年～令和10年の 平均値
自殺死亡率 (人口10万人対)		18.2	現状値より低下
	参考値※	22.4 (平成24年～29年の 平均値)	15.7
年間自殺者数		17.2人	現状値より減少

※国の目標を参考に三条市に当てはめた場合の数値（第2次計画評価期間である6年間に準じて平成27年を含む平成24年～29年の自殺死亡率の平均値とその値から30%減少させた自殺死亡率）

3 施策の体系

本市の自殺対策計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない三条市」の実現を目指し、自殺総合対策大綱の基本方針を念頭に、第1次計画における取組から整理した「3つの基本施策」と自殺の現状を踏まえて特に取組を強化すべき「4つの重点施策」により構成し、自殺対策を推進していきます。

図 22 三条市自殺対策における施策の体系図

